

平成20年9月29日
林野庁関東森林管理局

小笠原諸島森林生態系保護地域における利用ルールの導入について

林野庁関東森林管理局では、小笠原諸島の国有林の「小笠原諸島森林生態系保護地域」において、レクリエーション等の利用による固有の生態系へのインパクトを軽減し、利用と保護の調整を図るための措置として、立ち入ることのできるルートを指定するなどの新たな利用のルールを導入することにしましたのでお知らせします。

- 1 関東森林管理局では、固有の生態系を有する小笠原諸島の国有林のほとんどを、平成19年4月に「小笠原諸島森林生態系保護地域^(*)」に設定しました。
- 2 この森林生態系保護地域を適切に保全管理していくため、平成20年3月に保全管理計画を策定し、この計画に基づき、新たな利用のルールを導入することとしたものです。
- 3 ルールの概要は以下のとおりで、9月30日から適用します。
 - (1) 森林生態系保護地域への立入は、原則として、希少な動植物の生息・生育に支障を及ぼさないよう利用可能なものとして指定されたルートに限定します。
 - (2) 立ち入る場合は、希少な動植物の生息・生育環境の保全と利用に関する講習を受講し入林許可書の交付を受けたガイド等の同行が必要となります。

- ・ 講習の受講やガイドの同行が必要となる利用ルールは全国の森林生態系保護地域の中で初めての導入となります。
- ・ 利用ルールは、学識経験者、関係機関、地元関係者等からなる保全管理委員会を開催し、関係者の合意形成を経て決めました。

(*)森林生態系保護地域とは、我が国の主要な森林帯を代表するなどの原生的な天然林を保護することを目的として、国有林独自の保護林制度により設定している保護林の一種で、知床、白神山地、屋久島など全国で27箇所が指定されています。

<添付資料>

- 1 利用のルールについて・・・別紙 1
- 2 小笠原諸島森林生態系保護地域・・・・・・・・・・・・・・・・別紙 2

問い合わせ先
関東森林管理局計画部計画課
担当：林(TEL 027-210-1170)
同 東京事務所
担当：小野寺(TEL 03-3699-2530)
同 小笠原総合事務所
担当：原田(TEL 04998-2-2103)

【利用のルールについて】

1 趣旨

小笠原諸島は過去に一度も大陸と陸続きになったことがない海洋島で、独自の進化を遂げ、他では見られない貴重な野生動植物が生息・生育する森林が多く残されています。小笠原諸島森林生態系保護地域は、このような小笠原諸島の国有林における特異な森林生態系を後世に残すことを目的に設定されました。

森林生態系保護地域では、アカギ等の外来種の拡大などにより固有の生態系の衰退が深刻な状況となっており、外来種対策を計画体に進めていくこととしています。

また、過剰な利用が行われれば、貴重な動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがあるため、そうならないようなルールが望まれていたところです。そこで、今般、利用による固有の生態系へのインパクトの軽減を図るため、森林生態系保護地域への入林は指定されたルートに限定するなどの新たなルールを導入することとしました。

2 ルートの指定

地元関係者等により構成される「利用専門部会」において、全ルートを対象に希少野生動植物への影響等について検討し、有識者等による委員会の審議を経て指定したものです。

3 利用にあたっての手続き

希少な動植物の生息・生育環境の保全と利用に関する講習（利用講習）を受講し入林許可の交付を受けた方（ガイド等）が同行することが必要となります。

同行者がある場合は、その人数は10人以内となります。

（※ただし、南島は15人、母島・石門は5人以内です。）



父島東平



母島石門

